

委員会発案第7号

18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施することを
国に求める意見書の提出について

18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施することを求める意見書
(案)を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年12月17日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 吉 田 朋 子

(別紙)

18歳までの医療費窓口負担の無料化を国の制度として実施することを求める意見書（案）

秋田県では25市町村全てで、18歳までの医療費無料化が令和6年8月から実施となった。令和5年12月、秋田県が無料化実施市町村に対して、半額助成を決断したことが、実現する大きな契機となった。少子化が進む秋田県において、子育て家庭からも大変喜ばれている。

子育ての大きな不安の一つに、子供の病気がある。そもそも子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため、重症化することも多くある。子供の病気の早期発見・早期治療を支え、全ての子供の健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要である。

これまでの取組で、自治体を実施する子供医療費助成制度は、対象年齢を高校生世代までとする自治体が、入院・通院とも7割にまで大きく拡充されてきた。しかし、制度の内容を見ると対象年齢、所得制限、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じている。一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながり、どこで生まれ、どこに住んでいても、全ての子供たちに、お金の心配がなく必要な医療が保障されるべきである。そのためには、国が責任を持って、子供の医療費窓口負担を無料とする制度を創設するべきである。

平成30年12月には、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした成育基本法が全会一致で成立した。この法律を実効性あるものにするためにも、国による子供の医療費窓口負担を無料とする制度が望まれる。

以上の趣旨から下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

国の制度として、入院時の食事負担を含めた18歳年度末までを対象とする医療費窓口負担を無料とする制度を早期に創設すること。

令和6年12月17日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 長 沼 久 利